

青色申告

蒲田会報

No. 819

令和5年8月号

ホームページのパスワード

u34h

発行人 江川 慎郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職名	新（新幹部の方々）					旧（異動されたの方々）			
	氏名	転入前部署			氏名	転出後部署			
		部署名	課部門	職名		部署名	課部門	職名	
署長	高橋 尚人	糸魚川		署長	稲木 均	ご勇退			
副署長（法人担当）	小澤 涼子	留任			山本 誠一 (総務担当)	麻布	個人特官	指定特官	
副署長（総務担当）	仲村 渠 健和	沖縄	資産	補佐	小澤 涼子 (法人担当)	留任			
指定特官（総合）	早野 晋	厚木		副署長	磯 忠彦	東京上野	総合特官	指定特官	
指定特官（開発）	岩田 新一郎	留任			岩田 新一郎	留任			
指定特官（法人）	佐藤 康久	留任			佐藤 康久	留任			
指定特官（源泉）	松島 一重	留任			松島 一重	留任			
総務課長	宇喜多 憲吾	課税二部	法人	補佐 (国際)	前田 昌孝	京橋	法人特官	指定特官	
管理運営1統括官	山内 清光	留任			山内 清光	留任			
徴収統括官	小笠原 悟	雪谷	徴収	統括官	小田 裕志	船橋	徴収1	統括官	
個人課税1統括官	仲谷 秀孝	横浜中	国際官 (個人)	国際官	鈴木 誠一	川崎北	個人特官	特官	
個人課税2統括官	後藤 智則	留任			後藤 智則	留任			
個人課税3統括官	菅野 慎一	蒲田	個人4	統括官	関 理誠	戸塚	個人2	統括官	
個人課税4統括官	林 賢輔	国税庁			菅野 慎一	蒲田	個人3	統括官	
個人課税5統括官	中嶋 一彦	千葉東	総合特官付	連調官	立木 直美	蒲田	法人4	統括官	
審理専門官（個人）	友松 政博	留任			友松 政博	留任			
連絡調整官（個人）	山岸 尚子	蒲田	個人1	上席					
特官（資産）	池田 憲一	留任			池田 憲一	留任			
資産課税統括官	杉山 正広	江戸川北	国際官 (資産)	国際官	山本 英樹	大和	資産1	統括官	
課長補佐	梶原 梨紗	千葉南	総務	補佐	児玉 純	豊島	徴収	連調官	
個人課税第一部門指導上席	大東 志恵	神奈川	個人1	上席	長谷川 豪郎	大和	個人1	指導上席	

訂正

蒲田会報No.818 令和5年7月号「第23回定時総会 開催」で18名の表決権行使（全ての議案が賛成）と記載しましたが、19名の表決権行使（全ての議案が賛成）の誤りでしたので、訂正いたします。

今さら聞けない？

令和5年10月からインボイス制度が始まります

これまで消費税の申告をしたことがない会員の皆さんであっても、インボイス制度が始まると消費税の申告が必要になるかもしれません。インボイス（適格請求書）とは何なのか、ご自分のお仕事にどんな影響があるのかを理解して、必要な対応をすすめてください。

1. インボイスとは？

□これまでの請求書や領収書などに「インボイス発行事業者の登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を書きくわえたものをインボイスといいます*1。

□インボイスとは、別の言い方をすれば、売る人が買う人に正しい適用税率や消費税額などを伝えるための請求書や領収書などです。

※1 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業など不特定かつ多数の人に販売などをおこなう事業は、相手先名を省略するなどした簡易インボイス（適格簡易請求書）を発行できます。

領 収 書	
白色商店 御中 ①	青色商店（青色太郎）② 登録番号 T1234567890123
◇年◇月◇日 ③	
牛肉2kg ★ ④	5,400円
割りばし4箱 ④	5,500円
合計 10,000円	消費税 900円
10%対象 5,000円 ⑤	消費税 500円 ⑥
8%対象 5,000円 ⑤	消費税 400円 ⑥
*★は軽減税率対象であることを示します	

《インボイスの記載事項》

- ① 受領者の氏名または名称
- ② 適格請求書発行事業者の登録通知書どおりの氏名または名称および登録番号（Tのあとに13桁の数字）
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨を含む）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

2. 免税事業者のままでいた場合はインボイスを発行できません！

□インボイスを発行できるのは、登録を受けた課税事業者（インボイス発行事業者）です*2。

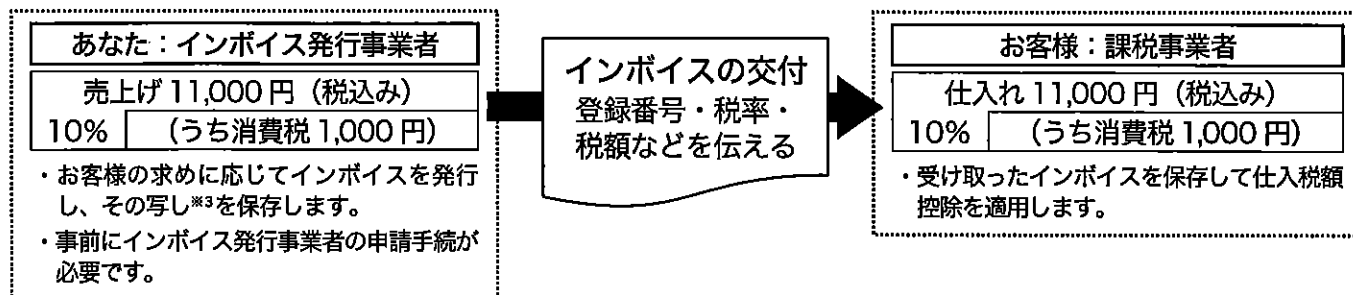
□免税事業者のあなたも登録すると課税事業者になるため、消費税の申告が必要になります。

※2 申請した事業者には、登録番号などが記載された通知書が税務署から交付されます。請求書や領収書などに登録番号などの事項を記載すればインボイスを発行することができます。

3. インボイス発行事業者はインボイスの写しの保存が必要です！

□インボイス発行事業者には、交付したインボイスの写し*3を保存する義務があります。

※3 写しとは、交付した書類そのものの複写に限らず、例えば、レジのジャーナルや複数のインボイスの記載事項に係る一覧表、明細表なども含まれます。



4. インボイスがないと消費税の納税額が増えることがあります！

□インボイスの保存がないと仕入れや経費の消費税額を差し引くこと（仕入税額控除）ができません。

□仕入税額控除ができないと、そのぶん消費税負担が増える*4こととなります。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

- ※4 免税事業者などとの取引や事務負担を考慮して、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が受けられる特例が設けられています。この適用には、一定の事項を記載した帳簿などの保存が必要です。ただし、②は前々年（基準期間）の課税売上高が1億円を超える事業者などには適用されません。

仕入れや経費の支払い（税込み）		①1万円以上	②1万円未満
適用期間	令和5年10月1日～令和8年9月30日	80%控除可能	100%控除可能
	令和8年10月1日～令和11年9月30日	50%控除可能	

5. あなたのお仕事は販売先からインボイスを求められますか？

- 一般消費者や免税事業者は消費税を申告しませんから、インボイスの発行を求められることはなく、これまでの請求書や領収書、レシートなどをわたせば問題ありません。
- ご自分の事業内容や販売先の状況に応じて、あなたはインボイスの発行を求められます。

販売先が一般消費者のとき		インボイスの発行は求められません。
販売先が事業者で	免税事業者のとき 簡易課税を適用する課税事業者のとき 一般課税を適用する課税事業者のとき	
		インボイスの発行を求められます。

6. インボイス発行事業者になりますか？ ～メリットとデメリット～

- インボイス発行事業者になる → 登録申請が必要です。
- (○) 販売先の課税事業者との間の取引を継続できる可能性が高くなります。
 - (×) 消費税の記帳、申告、納税などが必要になります。
 - (×) 取引価格に消費税を転嫁できないと利益が減少します。
- 免税事業者のままいる → インボイスを発行できません。
- (○) これまでどおり、消費税の記帳、申告、納税は必要ありません。
 - (×) 販売先の課税事業者との間の取引機会を失う可能性があります。
 - (×) 販売先の課税事業者から取引条件の見直しの申し入れがあるかもしれません。

わからないことがあったら

- 国税庁や公正取引委員会などがインボイス制度についてホームページなどを開設し、相談窓口を設けています。

インボイス制度について、詳しくは国税庁のインボイス制度特設サイト（右のコード）でご確認ください。インボイス制度の案内用や手続用のリーフレット、詳細なパンフレット、よくある質問の回答、インボイス制度の説明動画などが掲載されています。



国税庁への一般的なご質問は24時間利用可能な税務相談チャットボット（人工知能を活用した自動回答システム、右のコード）か、インボイスコールセンター（フリーダイヤル0120-205-553、9:00～17:00〔土日祝日除く〕）をご利用ください。



インボイス制度をきっかけとした取引条件の見直し（一方的な取引対価の引下げや取引停止など）が独占禁止法や建設業法などで問題となる場合の考え方や相談窓口を掲載した免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aが公正取引委員会ホームページで公表されています（右のコード）。



下請取引に関する相談窓口として、国が開設した下請かけこみ寺（公益財団法人 全国中小企業振興機関協会）があります（右のコード）。電話相談（フリーダイヤル0120-418-618、9:00～12:00、13:00～17:00〔土日祝日除く〕）、オンライン相談、対面相談が無料で受けられます。



小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

[限度額] 2,000万円

[利率] 1.07% (2023年7月1日現在)

[融資対象]

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

[使途] 事業資金（運転・設備資金）

[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2024年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上で悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ・法律相談・税務相談・労務相談
- 《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

「東京青色交通事故傷害保険 (個人型・家族型)」の募集について

日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いする「東京青色交通事故傷害保険 (個人型・家族型)」の新規加入の申込を受付けております。会員限定のため、団体割引等が適用される制度で、加入年令の制限はありません。

詳細につきましては、パンフレットをご準備しておりますので、事務局までお問合せさせていただきますよう、お願い申し上げます。

個人型	年間	1,000円/1口 (最大10口まで)
家族型	年間	10,000円/1口 (最大3口まで)

申込締切日：令和5年9月1日 (金)

都税だより

★8月は個人事業税第1期分の納期です
個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和5年8月31日(木)までにお納めください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所
電話 03(3733)2411 (代表)

一般社団法人

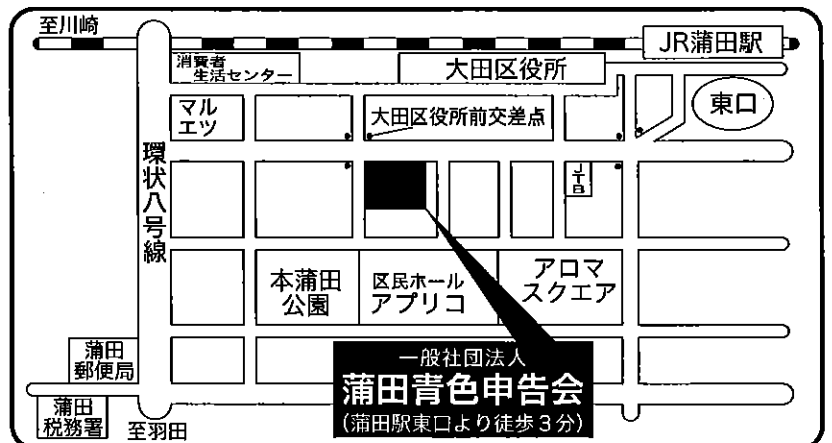
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



とし、事務局を閉めさせていただきます。本年は、8月14日(月)〜16日(水)を夏季休業

七月 事業報告

- 三日〜七日 源泉所得税上期指導会 事務局
- 一八日〜三十一日 インボイス登録済み会員 事務局
- 二〇日 向け個別説明会 事務局
- 二〇日 執行部会 事務局
- 二八日 東青連理事会・東京青色申告会館 事務局
- 蒲田税務五団体連絡協議会意見交換会 プラザ・アペア